

定例庁議次第

令和7年5月13日
役場2階第1会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項 なし

4. 報告事項 なし

5. 議案事項

- (1) 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例について
(総務課 小林課長)【資料番号1】
- (2) 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する
条例について
(企画財政課 齋藤課長)【資料番号2】
- (3) 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について
(健康福祉課 一倉課長)【資料番号3】
- (4) 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
(健康福祉課 一倉課長)【資料番号4】
- (5) 吉岡町税条例の一部を改正する条例について
(税務会計課 福島課長)【資料番号5】

6. その他

7. 閉会

5月13日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 課長 小林 康弘

【議案名】

議案第33号 吉岡町防災会議条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地域防災に関する事務と水防に関する事務を一体的に執行するため、吉岡町水防協議会を廃止し同事務を吉岡町防災会議に引き継ぐに当たり、吉岡町防災会議条例の所掌事務について、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 吉岡町防災会議の所掌事務（第2条関係）

吉岡町防災会議の所掌事務に吉岡町水防計画の作成及び実施の推進を加えるもの。

2 施行期日等

（1）施行期日等（附則第1項関係）

公布の日

（2）吉岡町水防協議会条例の廃止（附則第2項関係）

吉岡町防災会議条例の改正により、吉岡町水防協議会の事務は、吉岡町防災会議に引き継がれることから、本条例を廃止するもの。

（3）吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係）

吉岡町水防協議会条例の廃止に伴い、別表水防協議会顧問の項、水防協議会参与の項及び水防協議会委員の項を削除するもの。

【上程予定】

令和7年第2回定例会

5月13日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 齋藤 智幸

【議案名】

議案第34号 吉岡町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の一部を改正する条例

【提案理由】

経済情勢の変化に伴い長期的に契約した方が費用面の観点から有利となると考えられるリース等の取扱いを拡大するとともに長期継続契約を締結できる契約事項に関し整理するため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 長期継続契約を締結することができる契約の整理及び追加

- (1) 電算機器に関する賃貸借契約とその運用・保守管理を統合し一つの号とするもの。
（新第2条第1号関係）
- (2) 事務用機器と車両に関する賃貸借契約とその運用・保守管理をもって一つの号とするもの。（新第2条第2号関係）
- (3) 施設の設備機器に関する賃貸借契約とその運用・保守管理をもって一つの号とするもの。（新第2条第3号関係）
- (4) 「翌年度にわたり経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるもの」と称し、改正前にあった、庁舎、施設等の警備及び清掃に関する業務委託契約に加え、庁舎、施設等の案内、受付及び電話交換に関する業務委託契約を新たに加えるもの。（新第2条第4号関係）

2 契約期間の拡大（第3条関係）

施設の設備機器に関する賃貸借契約とその運用・保守管理に関し5年から10年に拡大するもの。

【上程予定】

令和7年第2回定例会

5月13日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第35号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 家庭的保育事業者等の連携協力項目の見直し

- (1) 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするもの。（新第6条第2項及び第3項関係）
- (2) 代替保育について、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合には、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもの。（新第6条第4項関係）

2 経過措置の延長（附則第3条関係）

連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、令和12年3月31日まで延長するもの。

3 技術的改正

- (1) 条項ずれ対応（新第6条第5項から第7項関係）
本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。
- (2) 字句の整理（新第6条第1項、第4項及び第5項関係）
その他字句の整理を行うもの。

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとする。

【上程予定】

令和7年第2回定例会

5月13日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第36号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 家庭的保育事業者等の連携協力項目の見直し

- (1) 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするもの。（新第42条第2項及び第3項関係）
- (2) 代替保育について、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合には、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもの。（新第42条第4項関係）

2 経過措置の延長（附則第5条関係）

連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、令和12年3月31日まで延長するもの。

3 技術的改正

- (1) 条項ずれ対応（第7条第2項、第37条第1項、新第42条第1項及び第4項から第11項関係）
本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。
- (2) 字句の整理（第37条第1項、新第42条第1項、第4項及び第5項関係）
その他字句の整理を行うもの。

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとする。

【上程予定】

令和7年第2回定例会

5月13日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（1. 議案）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 税務会計課長 福島 良一

【議案名】

議案第37号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 公示送達（第18条関係）

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行うもの。

2 町民税の所得控除の追加（第34条の2及び第36条の3の2関係）

町民税の所得割の納税義務者が、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税者の前年の総所得金額等から所得に応じて3万円から45万円までの控除を追加するもの。

3 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例（附則第16条の2の2関係）

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

ア スティック型の加熱式たばこの重量0.35gは、紙巻きたばこ1本の本数に換算するもの。

イ スティック型以外の加熱式たばこの重量0.2gは、紙巻きたばこ1本の本数に換算するもの。

4 技術的改正

(1) 規定の整備対応

施行規則第1条の8第1項の改正による条例第18条の改正に伴う規定の整備を行うもの。（第18条の3関係）

特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するもの。（第36条の2関係）

特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る申告事項を整備するもの。（第36条の3の2関係）

- (2) 字句の整理（第18条の3、第34条の2、第36条の2第1項及び第6項並びに第36条の3の3、第51条第1項第5号及び第6号関係）

その他字句の整理を行うもの。

5 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1条関係）

- ア 令和8年1月1日（第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定関係）
- イ 令和8年4月1日（附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定関係）
- ウ 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定）

(2) 公示送達に関する経過措置（附則第2条関係）

第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。（第18条関係）

(3) 町民税に関する経過措置（附則第3条関係）

新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- ア 改正前条例第36条の2町民税の申告等に関する経過措置
- イ 改正前条例第36条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族当申告書に関する経過措置
- ウ 改正前条例第36条3の3個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する経過措置

(4) たばこ税に関する経過措置（附則第4条関係）

条例附則第16条の2加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例に関する経過措置

【上程予定】

令和7年第2回定例会